

徳島県食品表示適正化基本計画（案）

令和 年 月

徳島県

I 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

徳島県では、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び振興を図るため、平成27年3月に、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号。以下「条例」という。）を制定し、食品表示法^{*1}（平成25年法律第70号）と一体的に運用するとともに、食品表示の適正化に関する中期的な施策の目標や具体的な取組を示した「徳島県食品表示適正化基本計画」を策定し、計画に基づき、食品表示の適正化に関する施策の計画的かつ効果的な推進に取り組んできました。

一方、東京一極集中の是正と地方創生に資することを目的とした政府関係機関移転基本方針に基づき、平成29年7月に「消費者庁消費者行政新未来創造オフィス」を本県に開設して以降、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクトを本県をはじめ周辺地方公共団体と連携し進めたところ、大きな成果をあげてきました。こうした成果を踏まえ、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、「現在のオフィス機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を令和2年度に発足する」とされ、名称を「消費者庁新未来創造戦略本部」（以下「戦略本部」という。）とすることが決定されました。

このような中、平成27年4月に施行された「食品表示法」は5年の経過措置期間が終了し、令和2年4月1日から新たな基準に基づく表示に移行することに加え、令和4年度から原料原産地表示、令和5年度から遺伝子組換え表示、それ以降には添加物表示に関する制度が順次追加されるため、とくしま食品表示Gメン^{*2}（以下、「Gメン」という。）等による食品表示の監視と、法令を正しく理解し、適正表示を行う食品関連事業者等の支援が必要となっております。

また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の普及啓発と厳正な運用及び食品表示による適正な情報提供と関係法令の厳正な運用と併せて、食品表示を正しく理解し、適切な消費活動に活用できる消費者教育を進めることにより、「持続可能な開発目標（SDGs^{*3}）」達成の貢献に向けて、消費者・食品関連事業者等の双方が豊かで活力ある「誰一人取り残さない」食の安全安心な社会の実現を目標に、食品表示から県民の「消費者市民社会^{*4}」の実現に向けた取組を検討します。

これらのことから、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進し、法令遵守の徹底及び県民の健康の保護と食に対する信頼確立を図るとともに、「戦略本部」と協働しながら、本県の先駆的取組を更に強化していくため、令和2年度から取り組む食品表示適正化基本計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

食品表示の適正化に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を計画の柱として位置づけるとともに、関係法令等との整合性を図りつつ、食品表示の適正化に向けた実効性ある施策の計画的かつ効果的な推進を図ります。

また、本計画の推進に当たっては、食品表示に係る国や県内の動向を注視するとともに、社会・経済の様々な情勢の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図ります。

- (1) 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的な事項
- (2) 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な事項
- (3) 消費者の食に関する知識の習得及び深化のための基本的な事項
- (4) 消費者庁と連携したプロジェクトの実施に関する事項
- (5) その他、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 計画の基本理念

食品表示の適正化の推進においては、次に掲げる基本理念にのっとり施策を推進します。

- (1) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識
- (2) 消費者に信頼される県産食品の生産を振興し、とくしまブランドの発展に寄与
- (3) 県、食品関連事業者等及び県民の相互理解
- (4) 消費者、食品関連事業者等及び県の情報共有と協力
- (5) 科学的知見の活用の促進
- (6) 食品の製造から消費に至る各段階における業務の透明性確保
- (7) 食品表示の適正化がSDGs達成の貢献に寄与

4 計画の期間

計画の期間は、「『未知への挑戦』とくしま行動計画（行動計画編）」期間との整合性を勘案し、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

なお、社会情勢等の急変や関係法令の改正等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の点検・評価・改善

計画の効果的な推進に当たっては、計画に基づく各種施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理においては、「徳島県食品表示適正化計画（以下「単年度計画」という。）を策定するとともに、PDCAサイクル^{※5}の考え方に基づき、適切な点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行い、県ホームページにおいて公表します。

II 基本計画の方向性

基本理念をふまえ、4つの方向に向け、施策を展開します。

1 食品関連事業者等支援の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際にその品質や内容を見極め選択する上で重要な役割を果たすとともに、食品の取扱いや保存の方法についても消費者に適切な情報を提供しています。食品表示に関する法律は、「食品表示法」や「健康増進法」、「景品表示法」などがあり、これらの法律に適合するものでなくてはなりません。

また、関係法令等の遵守のみならず、社会規範や、食品関連事業者等の理念を守るなどコンプライアンス意識の向上に努めることも必要です。このことから、食品表示のみならず、食品製造流通過程の見える化の支援についても推進します。

2 消費者教育の推進

消費者は、食品についての安全を求め、知らされ、選び、主張する権利を有するとともに、自立した消費者として自らの健康を保持・増進させ、また、食に関する知識の習得や必要な情報の収集を行い、これらの情報を正しく理解し、自主的かつ合理的な判断が求められています。この判断に必要な食品についての知識を、食品表示から習得するための情報を若い世代のうちから学ぶことで、誰もが商品を手に取り食品表示を一助に適切な食品選択や自らの食生活を考える未来を、消費者教育を通じて推進します。さらに、本県においてもSDGsの取組の機運が高まっていることから、消費者教育とSDGs推進の調和を意識して、消費者市民社会の形成を目指します。

3 食品表示の適正化の推進

食品表示監視活動や調査等を実施する県職員によるGメンを始め、一般消費者を登録し、日常の買い物活動で消費者の視点で食品表示のモニタリング調査を行う「食品表示ウォッチャー^{※6}」、平成29年度に設置された市町村・消費者団体版Gメンである「食品表示適正化推進員^{※7}」等、県下全域における行政職員、消費者団体、一般消費者の連携により幅広い視点で食品表示の監視活動、調査を積極的に行うことで適正化の推進を図ります。

4 リスクコミュニケーション^{※8}の推進

消費者庁、県、食品関連事業者等、消費者が各自の責務や役割の認識のもと、相互の連携と協働により、総合的に施策の推進を図ることが重要であることから、食品関連事業者等への適正表示の啓発や消費者教育のみならず食品表示に関する質問や討論の場を設けるなど、リスクコミュニケーションを推進することで、情報共有と相互理解による信頼構築を促進します。

III 重点項目

基本理念の実現のため、次の重点項目を設定します。

1 食品関連事業者等の表示等対策支援

食品表示は、関連法令が多岐にわたり非常に複雑なため、食品関連事業者等においては関連する法令全体を正しく理解し、適正な表示を行うことが大切です。そこで、講習会の実施やインターネット等の活用による制度周知、情報発信を進め、表示に当たる食品関連事業者等を支援します。

2 食品表示相談体制の充実

食品関連事業者等からの表示相談や、消費者からの表示に係る疑問や情報等の受付の総合窓口として設置した「適正表示相談窓口^{※9}」及び栄養成分表示や健康食品に関する質問や相談に対応する「栄養表示相談窓口^{※10}」の効率的かつ効果的な運用に努め、食品関連事業者等及び消費者双方への利便性の向上を図ります。

3 消費者教育の推進

食の安全安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づく的確な判断の下に、適切な消費行動を実践できるよう消費者教育を推進し、全国に誇れる豊かで健康なくらしができる持続可能な社会を目指します。

また、関係団体と連携し、栄養成分表示等の活用に向けた効果的な取組により、消費者自らが自分の健康状態等に応じた適切な食品選択ができる実践力を育み、消費者の健康増進につなげます。

4 食品表示の監視・指導

関係部局と連携した、Gメンによる横断的な監視体系により、広域的に適正表示に向けた監視・指導を実施します。また、一般消費者目線からのモニタリング調査においては、WEBシステムの活用により調査の効率化、報告・対応の迅速化を図ります。

5 産地偽装防止対策の強化

産地偽装の根絶を目指すために、食品表示の根拠となる仕入関係書類等の確認のほか、科学的産地判別分析手法を抑止力として活用するなど、監視指導を強化します。

また、全国規模での表示違反等に対し、他自治体や、国の各機関と連携することにより、迅速かつ適正に対処できる体制を整えます。

6 食品関連事業者等と消費者との相互理解の促進

食品表示に関する正しい知識が根ざす生活環境の実現のために、食品関連事業者等による自らの情報発信を促進し、食品表示適正化推進員がパイプ役となり食品関連事業者等と消費者それぞれの食品表示に関する情報の共有・相互理解を図ることにより、信頼関係の構築を促進します。

7 消費者庁との連携

消費者行政・消費者教育の恒常的拠点となる戦略本部との連携を強化し、徳島を実証フィールドとして取り組んできた消費者行政新未来創造プロジェクトを継承・深化するとともに、新たな地域課題を提案し、先駆的な取組を全国に発信します。

IV 具体的取組

基本理念及び重点項目に設定された内容に基づき、効果的に施策を推進します。

1 食品関連事業者等による食品表示の適正化

(1) 適正な食品表示に係る食品関連事業者等支援

食品関連事業者等に対し、食品表示制度の正しい知識の普及を図るため、きめ細やかな啓発指導を行います。食品関連事業者等自らが適正に表示を実施できるよう、県下各地域で食品表示制度講習会を開催します。また、食品関連事業者等ごとに表示作成における不明点を抱えているため、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」を通じ、食品関連事業者等からの表示に関する疑問点や不明な点に対して丁寧な個別相談対応を行うことで、適正表示の支援を行います。

(2) 食の安全安心情報ポータルサイト^{*11}の充実

ホームページ「安心とくしま」における食品表示例の増加や、タイムリーな情報提供、関係法令の掲載等、適正表示を行うために必要な情報の掲載を充実とともに、A I 活用型双方向型F A Qシステム^{*12}によりその利便性を向上し、食品関連事業者等がいつでも活用しやすい情報提供を行います。

(3) 認証制度の運用による県産食品の信頼性の向上

食品表示の適正化や食品製造過程の見える化に積極的に取り組む事業者を認定する「適正表示推進事業者認定制度」や、産地証明や加工履歴等トレーサビリティが整った事業者・商品を認証する「鳴門わかめ認証制度^{*13}」を適切に運用とともに、認定事業者が企画するリスクコミュニケーションなど、食品関連事業者等から的情報発信を支援することにより、県産食品の信頼性やブランド力の向上を図ります。

2 消費者教育による食品表示の正しい理解の促進

(1) 食に対する正しい知識の普及啓発

消費者に対し、食品の安全・安心に係るフォーラムの開催や幅広い世代を対象としたゼミナール等の積極的な開催と、食品表示に係る情報収集に努め、ポータルサイトの充実強化をすることで、積極的に食に関する正しい情報の発信を行い食品表示に関する正しい知識の普及と食の知^{*14}の向上を図ります。

(2) 消費者向け相談窓口の運用

食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」の二つ目の機能として、消費者からの表示に関する疑問や相談を受付け、迅速かつ適正に対応するとともに、集客の多い大型商業施設等において「出張相談窓口」を臨時的に設置し、効果的な周知・啓発を図ることにより、相談窓口の積極的活用を促します。

(3) 消費者の学べる機会の充実

消費者の食に関する知識の習得として、出前講座等を実施するなど、学習機会のバリエーションを充実させることにより、正しい知識をもとに、適切な消費行動を推進できる人材を育成するとともに、自立した賢い消費生活の実践を促します。

(4) 栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育の推進

消費者庁や徳島県栄養士会と連携し、消費者行政新未来創造プロジェクトの成果として得られた教材やマニュアルを活用した効果的かつ実践的な消費者教育を展開することにより、栄養成分表示等を正しく理解し、自らの健康の保持・増進に積極的に活用できる人材の育成を進めます。

3 監視指導体制等の充実

(1) Gメン活動体制の強化

県内外に流通する県産食品の表示の効率的かつ効果的な監視指導を行うため、関係法令に基づく巡回監視を行うとともに、人員体制についても、安全衛生課、各県民局、各保健所はもとより、農林水産部や商工労働部、さらには、東京本部や関西本部等の職員をGメンとして任命し、スキルアップ、情報共有するとともに緊密な連携を図って参ります。

(2) 科学的産地等判別分析の効果的な運用

産地偽装等の抑止力として、科学的産地判別試験や品種分析技術の活用を図り、検査数・内容を充実させるとともに、県外に流通する県産食品においても科学的産地判別試験の対象とすることで、東京・関西両本部のGメンと連携しながら県外へも監視の目を光らせます。

(3) 消費者や市町村と連携した食品表示監視ネットワークの強化

食品表示ウォッチャーや食品表示適正化推進員が確認した食品表示情報をモバイル端末で報告できる「食の安全！WEBウォッチャー^{※15}」で疑義情報を収集するとともに、その情報を食品表示Gメンシステム^{※16}で共有することにより、不適正表示のモニタリング・指導を迅速化します。

(4) 広域監視活動の充実

各保健所と連携した、広域に流通する食品及びそれらを取り扱う小売店等を対象とする「広域監視」活動により、衛生管理と適正表示の両面からの効果的な監視指導による県内流通食品の信頼性向上を図ります。

(5) 飲食店メニュー表示の監視活動

県民局のGメンと連携した、景品表示法に基づく飲食店への立入検査より、メニュー・料理等の食品表示に虚偽・誇大広告がないかを監視するとともに、適正な表示に努めるよう指導します。

(6) 国や関係機関との連携強化

広域化・複雑化した食品表示の不適正事案に対応できるよう、「徳島県食品表示監視協議会^{※17}」等により国や関係機関と連携を強化し、的確な情報共有と効率的な対応に努めます。

4 リスクコミュニケーションの推進

(1) 多様なリスクコミュニケーション機会の提供

教育機関と連携し、食品安全をテーマとした「食品安全ゼミナール」、食品関連事業者等と連携し、消費者が食品の製造現場を訪問し意見交換を行う「体験型リスクコミュニケーション」、関係団体と連携したフォーラム形式など、多様なリスクコミュニケーション機会を提供します。

(2) 消費者庁と連携した効果的なプログラムの実証

消費者行政新未来創造プロジェクトの成果を踏まえた、リスクコミュニケーションの理解度を高めるプログラムの実証・継続・改善を進め、消費者と食品関連事業者等の相互理解を促進するとともに、これらの取組を「徳島モデル」として全国へと展開します。

5 その他食品表示適正化の計画的な推進に必要な事項

(1) 「徳島県食品表示適正化計画（単年度計画）」の策定

本県の食品表示の適正化に向けた取組を具体化し、計画的かつ着実に実行へ移すため、「単年度計画」を別に定めます。

(2) 関係者等との連携

行政（県・市町村）、消費者、食品関連事業者等が、相互の役割分担と協働のもと、本県における食品表示の適正化を効果的に推進します。

V 活動指標（令和4年度末数値目標）

取組施策の効果検証と評価を行うための指標として活動指標（数値目標）を設定します。

(1) 食品表示関連講習等参加者数 300人

（食品表示制度講習会等）

令和2年度～4年度 100人／年 × 3年

(2) 食の安全安心情報ポータルサイトの充実 随時

(3) 表示相談窓口など広報活動 推進

(4) 教育機関等との連携による講座等開催数 75回

令和2年度～4年度 25回／年 × 3年

(5) 食品表示Gメンによる立入調査・検査件数 9,600件

令和2年度～4年度 3,200件／年 × 3年

(6) 食品偽装等の抑止力となる科学的産地等判別件数 510件

令和2年度～4年度 170件／年 × 3年

(7) 食品表示ウォッチャーによる調査件数 3,000件

令和2年度～4年度 1,000件／年 × 3年

(8) 食に関する正しい知識の普及に関するイベント等参加者数 2,700人

（リスクコミュニケーション、フォーラム等）

令和2年度～4年度 900人／年 × 3年

<用語説明>

※1 食品表示法

消費者が食品の情報を見て理解し適正な食品の選択ができるよう安全性や機能性等に関する表示について定めた法律。平成27年4月に施行。

※2 とくしま食品表示Gメン

徳島県食品表示の適正化等に関する条例第21条において、当該条例及び食品表示法、景品表示法に係る立入検査や食品表示の適正な実施を確保するための指導、相談を行う職員としての位置づけ。

※3 S D G s (エス・ディー・ジーズ)

2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標」。持続可能な世界を実現する17の大きな目標と169のターゲットで構成。

※4 消費者市民社会

消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

※5 P D C A サイクル

行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでの一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方で、P l a n (立案・計画) → D o (実行) → C h e c k (検証・評価) → A c t i o n (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を行う。

※6 食品表示ウォッチャー

消費者の立場で日常的な生活の中で食品表示のモニタリングを行うことで、食品表示への関心を高めるとともに、食品表示基準等に違反している疑いがある商品の情報を県に報告するなど、消費者目線での監視活動を担う者ことで、県が登録。

※7 食品表示適正化推進員

地域における食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進するため、徳島県食品表示の適正化等に関する条例第12条の2に基づき、市町村長又は消費者団体の代表者から推薦があった者を徳島県知事が委嘱。

※8 リスクコミュニケーション

リスク対象やそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のこと。

※9 適正表示相談窓口

食品の表示や安全性について、消費者や事業者の疑問や不安に応えるとともに、食品表示に係る情報提供を受け付ける、安全衛生課に設置された総合窓口のこと。

Tel 088-621-2110 受付時間 平日 9時から 17時まで

※10 栄養表示相談窓口

栄養成分表示や健康食品の表示制度等について、消費者や食品関連事業者等の問合せ等に応える相談窓口のこと、安全衛生課と保健所に設置。

Tel 088-621-2110 受付時間 平日 9時から 17時まで

※11 食の安全安心情報ポータルサイト

ホームページ「安心とくしま」内に開設されている、食の安全安心情報を一元的に掲載している食品関連事業者及び消費者向けのインターネットサイト。

※12 A I 活用型双方向型F A Qシステム

利用者からの問合せに対して、人工知能（A I）を活用し、利用者の求める情報の提供を24時間体制で提供する、双方向型F A Q（よくある質問）システムを構築したもの。

※13 鳴門わかめ認証制度

鳴門わかめの信頼回復とブランド力の向上を図るために、産地証明書や加工履歴などトレーサビリティが整った事業者を県が直接認証する制度。

※14 食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のこと。

※15 食の安全！WE Bウォッチャー

食品表示ウォッチャーのモニタリング結果を、スマートフォン等の通信できるタブレット端末から報告できるシステム。令和元年度から運用を開始している。

※16 食品表示Gメンシステム

とくしま食品表示Gメンが行った事業者への立入検査や指導結果のほか、食品関連事業者等からの問合せ、消費者からの情報提供内容等を入力し、データベースとして蓄積、閲覧、出力できるシステム。

※17 徳島県食品表示監視協議会

徳島県内における不適正な食品表示に関する監視を強化するため、農林水産省中国四国農政局、独立行政法人農林水産消費安全センター、徳島県警察本部、徳島県で組織された協議会。

